

令和4年度 第3回 高知支部評議会

令和5年度支部事業計画（案）について （新旧）

令和5年1月13日

令和5年度支部事業計画案（高知支部）（新旧）

分野	新 (令和5年度)	旧 (令和4年度)	KPI（重要業績評価指標）	
			新 (令和5年度)	旧 (令和4年度)
基盤的 保険者 機能 関係	<p>① 健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、支部評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。 ・ <u>今後、更に厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。</u> ・ <u>令和5年度は、第4期医療費適正化計画等の都道府県における策定作業が行われることから、当該作業に積極的に参画するとともに意見発信を行う。</u> <p>② サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守することから、項目⑨に記載のとおり、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理を徹底する。また、職員の意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化と実践の徹底により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を推進する。</u> 	<p>① 健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、支部評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。 <p>② サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>傷病手当金等対象の現金給付は、受付日から10営業日以内に振り込む『サービススタンダード』を遵守する。</u> 	<p>① サービススタンダードの達成状況を100%とする</p> <p>② 現金給付等の申請に係る郵送化率を<u>96.0%</u>以上とする</p>	<p>① サービススタンダードの達成状況を100%とする</p> <p>② 現金給付等の申請に係る郵送化率を<u>95.5%</u>以上とする</p>

令和5年度支部事業計画案（高知支部）（新旧）

分野	新 (令和5年度)	旧 (令和4年度)	KPI（重要業績評価指標）	
			新 (令和5年度)	旧 (令和4年度)
基盤的保険者機能関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点で、郵送による申請を促進することから、オンライン資格確認が遅れている医療機関に対し、「限度額認定証セット」を適宜配付するほか、事業主や健康保険委員に定期的に送付している広報物で、すべての申請書が郵送で手続きできることを広報する。併せて、加入者からの相談・照会に的確に対応できるよう、相談体制（受電体制及び窓口体制）の標準化を促進し、お客様満足度の向上を図る。</u> ・ <u>お客様満足度調査、お客様の声に基づく加入者・事業主の意見や苦情等から支部の課題を見だし、全職員に対し研修等で周知を図る。</u> <p>③ 限度額適用認定証の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>オンライン資格確認の進捗状況も踏まえつつ、引き続き事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報並びに地域の医療機関に申請書を配置するなどにより利用促進を図る。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>窓口対応及び電話対応について、『お客様満足度調査』の結果を元に改善を行い、サービス水準の向上に努める。</u> <p>③ 限度額適用認定証の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>チラシや広報誌等で、事業主・健康保険委員・加入者への広報を実施する。</u> ・ <u>限度額申請書セットを配置する医療機関等の利用促進を図る。</u> 		

令和5年度支部事業計画案（高知支部）（新旧）

分野	新 (令和5年度)	旧 (令和4年度)	KPI（重要業績評価指標）	
			新 (令和5年度)	旧 (令和4年度)
基盤的保険者機能関係	<p>④ 現金給付の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 標準化した業務プロセスを徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。 傷病手当金と障害年金等との併給調整について、本部から提供されるリストに基づき適正に処理を行う。また、資格取得から2か月以内の傷病手当金、出産手当金の請求について、重点的な審査を行う。 不正の疑いのある事案については、重点的な審査を行うとともに、保険給付適正化PT（支部内に設置）において事案の内容を精査し、事業主への立入検査を実施するなど厳正に対応する。 柔道整復施術療養費及びあんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、多部位かつ頻回、長期かつ頻回の申請又は負傷部位を意図的に変更する（いわゆる「部位ころがし」）過剰受診の適正化を図るため、加入者への文書照会等を強化する。 不正事案については、厚生局へ情報提供を行う。 	<p>④ 現金給付の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 不正請求の疑いがある事案については、<u>「給付適正化プロジェクトチーム」</u>で検討し、必要に応じて事業所への立ち入り調査を行う。 <p>【⑥ 柔道整復施術療養費等における文書照会の強化より移動】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上<small>の施術の申請の割合について対前年度以下とする</small> 	<p>【⑥ 柔道整復施術療養費等における文書照会の強化より移動】</p>

令和5年度支部事業計画案（高知支部）（新旧）

分野	新 (令和5年度)	旧 (令和4年度)	KPI（重要業績評価指標）	
			新 (令和5年度)	旧 (令和4年度)
基盤的 保険者 機能 関係	<p>⑤ 効果的なレセプト点検の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 内容点検については、システム点検の効果的な活用や点検員のスキルアップを目指した、レセプト内容点検効果向上計画に基づき効果的なレセプト点検を推進する。 資格点検については、資格喪失後受診等に係る疑義レセプトについて点検を行い、返還請求等を確実に実施する。 外傷点検については、外傷性病名にかかるレセプトについて負傷原因の照会を行い、返還請求及び損害賠償請求等を確実に実施する。 <p>【④ 現金給付の適正化の推進に統合】</p>	<p>⑤ 効果的なレセプト点検の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 内容点検については、システム点検の効果的な活用や点検員のスキルアップを目指した、レセプト内容点検効果向上計画に基づき効果的なレセプト点検を推進する。 資格点検については、資格喪失後受診等に係る疑義レセプトについて点検を行い、返還請求等を確実に実施する。 外傷点検については、外傷性病名にかかるレセプトについて負傷原因の照会を行い、返還請求及び損害賠償請求等を確実に実施する。 <p>⑥ <u>柔道整復施術療養費等における文書照会の強化</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>毎月実施する患者照会文書に適正受診のお知らせチラシを同封し、適正受診の啓発を推進する。</u> 	<p>① 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率（※）について対前年度以上とする</p> <p>（※）査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額</p> <p>② 協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする</p> <p>【④ 現金給付の適正化の推進に統合】</p>	<p>① 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率（※）について対前年度以上とする</p> <p>（※）査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額</p> <p>② 協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする</p> <p>・ <u>柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする</u></p>

令和5年度支部事業計画案（高知支部）（新旧）

分野	新 (令和5年度)	旧 (令和4年度)	KPI（重要業績評価指標）	
			新 (令和5年度)	旧 (令和4年度)
基盤的保険者機能関係	<p>⑥ 返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>日本年金機構の資格喪失処理後、早期に保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。</u> ・ <u>未返納の多い事業所データ等を活用し、事業所等へ資格喪失届への保険証添付及び保険証の早期返納の徹底を周知する。</u> ・ <u>返納金債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整の積極的な実施及び費用対効果を踏まえた法的手続きの実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。</u> 	<p>⑦ 返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>事業主へ広報誌や研修等で資格喪失届への保険証の添付および加入者へ支部メールマガジン等で退職時の保険証の早期返納の徹底を周知する。</u> ・ <u>保険証未返納者に対する日本年金機構での返納にかかるお知らせ時に協会の案内文と返信用封筒の同封を依頼し、迅速な回収に努める。協会けんぽが行う1次催告は日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、2次催告は4週間以内に行う。加えて、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を<u>確実に実施する。</u></u> ・ <u>資格喪失後受診に係る返納金債権は、早期対応が重要であるため、初動対応から概ね6か月を経過するまでの取り組みに重点を置くとともに、保険者間調整の積極的な実施及び費用対効果を踏まえた法的措置の実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。</u> 	<p>① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする</p> <p>② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする</p>	<p>① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする</p> <p>② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする</p>

令和5年度支部事業計画案（高知支部）（新旧）

分野	新 (令和5年度)	旧 (令和4年度)	KPI（重要業績評価指標）	
			新 (令和5年度)	旧 (令和4年度)
基盤的 保険者 機能 関係	<p>⑦ 被扶養者資格の再確認の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を実施する。 ・ 事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への文書及び電話による勧奨を行う。 ・ 未送達事業所については、支部で所在地調査を実施するほか、日本年金機構への文書照会により送達の徹底を行う。 <p>⑧ オンライン資格確認の円滑な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「経済財政運営と改革の基本方針2022（骨太の方針）」（令和4年6月7日閣議決定）においてオンライン資格確認等システムの更なる拡充が盛り込まれたことを踏まえ、国が進めるマイナンバーカードの健康保険証としての利用の推進及び電子処方箋の周知・広報等に協力する。 	<p>⑧ 被扶養者資格の再確認の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 未送達事業所にかかる調査を確実に実施する。 ・ 未提出事業所への提出勧奨を効率的に実施する。 <p>⑨ オンライン資格確認の円滑な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国が進めるマイナンバーカードの健康保険証としての利用推進について、積極的な広報を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を94.2%以上とする 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を94.0%以上とする

令和5年度支部事業計画案（高知支部）（新旧）

分野	新 (令和5年度)	旧 (令和4年度)	KPI（重要業績評価指標）	
			新 (令和5年度)	旧 (令和4年度)
基盤的 保険者 機能 関係	<p>⑨ 業務改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化を推進する。</u> ・ <u>職員の意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化と実践の徹底により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を推進する。</u> ・ <u>受電体制及び窓口体制の全国標準化について、本部が作成する相談マニュアル（およびFAQ）に基づく対応を適切に実施し、相談業務の品質の向上を図る。</u> ・ <u>新業務システム（令和5年1月に導入）の効果を最大化するために、新たな業務フローを踏まえた柔軟かつ最適な事務処理体制等の整備を推進する。</u> 	<p>⑩ 業務改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>本部が推進する「山崩し方式」を徹底して実施し、効率的で生産性の高い事務処理体制を確立する。</u> 		

令和5年度支部事業計画案（高知支部）（新旧）

分野	新 (令和5年度)	旧 (令和4年度)	KPI（重要業績評価指標）	
			新 (令和5年度)	旧 (令和4年度)
戦略的 保険者 機能 関係	<p>① 保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉</p> <p>i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病予防健診の受診拡大に向け、健診推進経費を活用して健診機関と連携した受診勧奨を実施する。 特定健診のオプション健診を拡充し、魅力度アップを図り、健診受診率を向上させる。 健診機関と連携した健診受診環境の整備を行う。 <p>■ 被保険者（40歳以上） （実施対象者数：<u>105,442</u>人）</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病予防健診 実施率<u>70.2</u>% （実施見込者数：<u>74,020</u>人） 事業者健診データ 取得率10.2% （取得見込者数：<u>10,755</u>人） 	<p>① <u>第2期</u>保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉</p> <p>i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、健診・保健指導カルテを活用して効果的・効率的な受診勧奨を実施する。 市町村と連携し、県内各所における特定健診とがん検診の同時受診を拡大する。 生活習慣病予防健診の受診機会を拡大する。 <p>■ 被保険者（40歳以上） （実施対象者数：<u>106,793</u>人）</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病予防健診 実施率<u>68.0</u>% （実施見込者数：<u>72,619</u>人） 事業者健診データ 取得率 10.2% （取得見込者数：<u>10,893</u>人） 	<p>① 生活習慣病予防健診 実施率を<u>70.2</u>%以上とする</p> <p>② 事業者健診データ取得率を10.2%以上とする</p>	<p>① 生活習慣病予防健診 実施率を<u>68.0</u>%以上とする</p> <p>② 事業者健診データ取得率を10.2%以上とする</p>

令和5年度支部事業計画案（高知支部）（新旧）

分野	新 (令和5年度)	旧 (令和4年度)	KPI（重要業績評価指標）	
			新 (令和5年度)	旧 (令和4年度)
戦略的 保険者 機能 関係	<p>■ 被扶養者 (実施対象者数：<u>23,421</u>人)</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定健康診査 実施率<u>28.7%</u> (実施見込者数：<u>6,721</u>人) <p>ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、健診・保健指導カルテを活用して効果的・効率的な実施勧奨を実施する。 健診機関での健診当日の初回面談を推進する。 情報通信技術や専門機関を活用した保健指導を推進する。 <p>■ 被保険者 (特定保健指導対象者数：<u>17,294</u>人)</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定保健指導 実施率<u>37.6%</u> (実施見込者数：<u>6,503</u>人) 	<p>■ 被扶養者 (実施対象者数：<u>23,788</u>人)</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定健康診査 実施率<u>27.7%</u> (実施見込者数：<u>6,589</u>人) <p>ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、健診・保健指導カルテを活用して効果的・効率的な実施勧奨を実施する。 健診機関での健診当日の初回面談を推進する。 情報通信技術を活用した保健指導を推進する。 <p>■ 被保険者 (特定保健指導対象者数：<u>17,120</u>人)</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定保健指導 実施率<u>28.6%</u> (実施見込者数：<u>4,896</u>人) 	<p>③ 被扶養者の特定健診 実施率を<u>28.7%</u>以上とする</p> <p>①被保険者の特定保健指導の実施率を<u>37.6%</u>以上とする</p>	<p>③ 被扶養者の特定健診 実施率を<u>27.7%</u>以上とする</p> <p>① 被保険者の特定保健指導の実施率を<u>28.6%</u>以上とする</p>

令和5年度支部事業計画案（高知支部）（新旧）

分野	新 (令和5年度)	旧 (令和4年度)	KPI（重要業績評価指標）	
			新 (令和5年度)	旧 (令和4年度)
戦略的保険者機能関係	<ul style="list-style-type: none"> ■ 被扶養者 (特定保健指導対象者数：631人) ・ 特定保健指導 実施率 19.7% (実施見込者数：124人) <p>iii) 重症化予防対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健診機関での健診当日の医療機関受診勧奨を推進する。 ・ 壮年期の循環器疾患の重症化予防対策として、血圧・血糖に追加しLDLコレステロール値に着目した受診勧奨を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ■ 未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 750人 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 被扶養者 (特定保健指導対象者数：619人) ・ 特定保健指導 実施率 19.7% (実施見込者数：122人) <p>iii) 重症化予防対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 未治療者に対する早期受診勧奨を実施する。 ・ 壮年期の循環器疾患の重症化予防対策として、血圧・血糖に追加しLDLコレステロール値に着目した受診勧奨を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ■ 未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 500人 	<p>② 被扶養者の特定保健指導の実施率を19.7%以上とする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を13.1%以上とする 	<p>② 被扶養者の特定保健指導の実施率を19.7%以上とする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受診勧奨後、3か月以内に医療機関を受診した者の割合を12.4%以上とする

令和5年度支部事業計画案（高知支部）（新旧）

分野	新 (令和5年度)	旧 (令和4年度)	KPI（重要業績評価指標）	
			新 (令和5年度)	旧 (令和4年度)
戦略的 保険者 機能 関係	<p>iv) コラボヘルスの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係団体（県、経済団体、保険会社等）との連携により「高知家」健康企業宣言事業所、及び健康経営優良法人認定事業所の拡大を図る。 「<u>こうち健康企業プロジェクト</u>」に参加し、<u>高知県</u>の顕彰制度である「高知家健康経営アワード」やセミナー開催、新聞紙面を利用した啓発等を通じて、健康経営の普及促進を図る。 事業所カルテを活用し、各事業所に健康課題を把握してもらう。 特定保健指導の実施率が低調な業種団体や未治療者の多い業種団体に対し、<u>会報誌を活用した周知啓発等の協力依頼</u>を行う。 <u>未治療者の多い事業所を訪問し、特定保健指導の実施や要治療判定者等に対する受診勧奨等、コラボヘルスの推進について働き掛けを行う。</u> 「高知家」健康企業宣言事業所における健康づくりのサポートとして、専門講師によるオンライン講座の開催や、<u>糖化産物（AGEs）測定器の貸出を実施する。</u> 	<p>iv) コラボヘルスの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係団体（県、経済団体、<u>マスコミ</u>、保険会社等）との連携により「高知家」健康企業宣言事業所及び健康経営優良法人認定事業所の拡大を図る。 <u>高知新聞社</u>の「<u>こうち健康企業プロジェクト</u>」との連携により、<u>事業所</u>への顕彰制度である「高知家健康経営アワード」やセミナー開催、新聞紙面を利用した啓発等を通じて、健康経営の普及促進を図る。 事業所カルテを活用し、各事業所に健康課題を把握してもらう。 <u>健診</u>や特定保健指導の実施率が低調な業種団体に対し、<u>実施に向けた協力依頼</u>を行う。 <p>・「高知家」健康企業宣言事業所における健康づくりのサポートとして、専門講師によるオンライン講座を開催する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 健康宣言事業所数を <u>810事業所</u>（※）以上とする （※）標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数 	<ul style="list-style-type: none"> 健康宣言事業所数を <u>710事業所</u>以上とする

令和5年度支部事業計画案（高知支部）（新旧）

分野	新 (令和5年度)	旧 (令和4年度)	KPI（重要業績評価指標）	
			新 (令和5年度)	旧 (令和4年度)
戦略的 保険者 機能 関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>高知家健康パスポート（高知県のアプリ）や高知市いきいきチャレンジ等を活用し、県や市町村との連携により、加入者への健康づくりを推進する。</u> ② 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進 ・ <u>全支部共通資材（動画、パンフレット等）を積極的に活用し、広報を行う。また、各種広報媒体（ホームページ、納入告知書同封チラシ、メールマガジン、高知県社会保険協会発行「社会保険こうち」等）により、健康保険制度や健康づくり等に関する情報をわかりやすく発信する。</u> ・ <u>令和5年度より本格的に実施する生活習慣病予防健診の自己負担の軽減等の「更なる保健事業の充実」については、様々な広報機会を活用し、広報を行う。</u> ・ <u>テレビCMやYouTubeを利用し、上手な医療のかかり方に関する周知広報を行う。</u> ・ 経済団体と連携のうえ、広報誌を通じて健診や特定保健指導の実施等を働きかける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>事業所へ健康運動指導士を派遣し、健康体操の指導を行うことで、事業所内の運動習慣を定着させる（オフィスdeエクササイズ）。</u> ② 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進 ・ 各種広報媒体（ホームページ、納入告知書同封チラシ、メールマガジン、高知県社会保険協会発行「社会保険こうち」等）により、健康保険制度や健康づくり等に関する情報をわかりやすく発信する。 ・ <u>市街地の大型LEDビジョンや地元情報誌</u>を利用し、<u>適正</u>な医療のかかり方に関する周知広報を行う。 ・ 経済団体と連携のうえ、広報誌を通じて健診や特定保健指導の実施等を働きかける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を<u>58.8%</u>以上とする 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を<u>57.7%</u>以上とする

令和5年度支部事業計画案（高知支部）（新旧）

分野	新 (令和5年度)	旧 (令和4年度)	KPI（重要業績評価指標）	
			新 (令和5年度)	旧 (令和4年度)
戦略的保険者機能関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会保険事務講習会や職場の健康づくり応援研修会等、各種説明会を通じ、健康保険制度や健康づくり等に関する情報をわかりやすく発信する。 ・ 大規模事業所を中心に、電話や文書等により健康保険委員の委嘱勧奨を行う。 ・ 健康保険委員に対して、定期的な情報提供（研修会開催、広報誌発行、健康保険各種申請の手引き等の配付等）を行う。 <p>③ ジェネリック医薬品の使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関や調剤薬局に対して「見える化ツール」「医薬品実績リスト」等を活用し、ジェネリック医薬品への切り替え促進を図る。 ・ お薬手帳ホルダーを作成し、調剤薬局を通じて加入者に配付することで、ジェネリック医薬品の使用促進を図るほか、医薬品の相互作用や重複服用等の解消、ひいてはポリファーマシーの防止に繋げる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 算定基礎説明会や職場の健康づくり応援研修会等、各種説明会を通じ、健康保険制度や健康づくり等に関する情報をわかりやすく発信する。 ・ 大規模事業所を中心に、電話や文書等により健康保険委員の委嘱勧奨を行う。 ・ 健康保険委員に対して、定期的な情報提供（研修会開催、広報誌発行、健康保険各種申請の手引き等の配付等）を行う。 <p>③ ジェネリック医薬品の使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関や調剤薬局に対して「見える化ツール」や「医薬品実績リスト」等を活用し、ジェネリック医薬品への切り替え促進を図る。 ・ お薬手帳ホルダーを作成し、調剤薬局を通じて加入者に配付することで、ジェネリック医薬品の使用促進を図るほか、医薬品の相互作用や重複服用等の解消、ひいてはポリファーマシーの防止に繋げる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ジェネリック医薬品使用割合（※）を年度末時点で 80.0%以上とする （※）医科、DPC、歯科、調剤 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ジェネリック医薬品使用割合（※）を年度末時点で 78.4%以上とする （※）医科、DPC、歯科、調剤

令和5年度支部事業計画案（高知支部）（新旧）

分野	新 (令和5年度)	旧 (令和4年度)	KPI（重要業績評価指標）	
			新 (令和5年度)	旧 (令和4年度)
戦略的 保険者 機能 関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>新生児のいる家庭に対し、ジェネリック医薬品や医療費に関する内容を含む総合的なパンフレットを送付する。</u> ・ <u>情報誌や交通広告のほか、テレビCMやYouTube等</u>を利用した使用促進広報を実施する。 ・ <u>イベント会場</u>での広報を通じて、加入者を含む県民に知識の啓発を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ ジェネリック医薬品軽減額通知サービスにあわせた、効果的な広報を実施する。 ・ 高知県後発医薬品安心使用促進協議会において、積極的に意見発信する。 ・ 本部から提供されるジェネリックカルテを活用し、実情を把握するとともに阻害要因の解消に繋げる。 <p>④ インセンティブ制度の<u>着実な実施</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ インセンティブ制度について、丁寧な周知広報を行うとともに、加入者や事業主の行動変容に繋がるような働き掛けを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>市街地の大型LEDビジョン</u>や交通広告、<u>新聞広告</u>等を利用した使用促進広報を実施する。 ・ <u>大型ショッピングモールの店内</u>での広告を通じて、加入者を含む県民に知識の啓発を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ ジェネリック医薬品軽減額通知サービスにあわせた、効果的な広報を実施する。 ・ 高知県後発医薬品安心使用促進協議会において、積極的に意見発信する。 ・ 本部から提供されるジェネリックカルテを活用し、実情を把握するとともに阻害要因の解消に繋げる。 <p>④ インセンティブ制度の<u>周知広報</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ インセンティブ制度について、丁寧な周知広報を行うとともに、加入者や事業主の行動変容に繋がるような働き掛けを行う。 		

令和5年度支部事業計画案（高知支部）（新旧）

分野	新 (令和5年度)	旧 (令和4年度)	KPI（重要業績評価指標）	
			新 (令和5年度)	旧 (令和4年度)
戦略的 保険者 機能 関係	<p>⑤ 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域医療構想調整会議等にて、医療データ等を活用した積極的な意見発信を行う。 <p>⑥ 調査研究の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療費適正化等に向けて、地域別や業態別の分析を行い公表する。 ・ <u>県との連携により、高血糖や糖尿病発症にかかるデータ分析を進め、分析結果に基づく効果的な事業を行う。</u> 	<p>⑤ 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域医療構想調整会議等にて、医療データ等を活用した積極的な意見発信を行う。 <p>⑥ 調査研究の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療費適正化等に向けて、地域別や業態別の分析を行い公表する。 ・ <u>協会が保有する健診データ等を活用して、保険者協議会や県と連携した医療費等の分析を行う。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する

令和5年度支部事業計画案（高知支部）（新旧）

分野	新 (令和5年度)	旧 (令和4年度)	KPI（重要業績評価指標）	
			新 (令和5年度)	旧 (令和4年度)
組織・運営体制関係	<p>① OJTを中心とした人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> OJTを<u>中心とした</u>人材育成に取り組む。 支部の課題や実情に応じた独自研修を行うほか、自己啓発に取り組むための支援として本部が斡旋する通信教育講座について、積極的な受講を勧奨する。 <p>② リスク管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員のリスク意識や危機管理能力を高め、有事の際に万全に対応できるよう、各種リスクを想定した訓練を実施する。 <p>③ コンプライアンスの徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> 必須6研修（ハラスメント研修、情報セキュリティ研修、個人情報保護研修、コンプライアンス研修、メンタルヘルス研修、ビジネススキル研修）の実施を通じて、コンプライアンスの徹底を図る。 定期的又は随時にコンプライアンス委員会、個人情報保護委員会を開催することにより、コンプライアンスの推進を図る。 	<p>① OJTを中心とした人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> OJTを<u>基本とし、それを補完する</u> <u>Off-JTを組み合わせることにより</u>、人材育成に取り組む。 支部の課題や実情に応じた独自研修を行うほか、自己啓発に取り組むための支援として本部が斡旋する通信教育講座について、積極的な受講を勧奨する。 <p>② リスク管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員のリスク意識や危機管理能力を高め、有事の際に万全に対応できるよう、各種リスクを想定した訓練を実施する。 <p>③ コンプライアンスの徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> 必須6研修（ハラスメント研修、情報セキュリティ研修、個人情報保護研修、コンプライアンス研修、メンタルヘルス研修、ビジネススキル研修）の実施を通じて、コンプライアンスの徹底を図る。 定期的又は随時にコンプライアンス委員会、個人情報保護委員会を開催することにより、コンプライアンスの推進を図る。 		

令和5年度支部事業計画案（高知支部）（新旧）

分野	新 (令和5年度)	旧 (令和4年度)	KPI（重要業績評価指標）	
			新 (令和5年度)	旧 (令和4年度)
組織・運営体制関係	<p>④ 費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <ul style="list-style-type: none"> 調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。 入札案件においては、業者への声掛けの徹底、公告期間や納期までの期間の十分な確保、複数者からの見積書の徴取、仕様書の見直し等の取組を行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。 一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善に繋げる。 また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。 	<p>④ 費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <ul style="list-style-type: none"> 調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。 入札案件においては、業者への声掛けの徹底、公告期間や納期までの期間の十分な確保、複数者からの見積書の徴取、仕様書の見直し等の取組を行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。 一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善に繋げる。 また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする 	<ul style="list-style-type: none"> 一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする